

民間木造住宅耐震診断 業務推進方針

2017. 6. 7 新人向け 説明会

(公社) 愛知建築士会 半田支部 木造住宅耐震診断特別委員会
委員会HP <http://www.taishin-chita.net/sindan/iinkai.html>

当委員会では円滑に事業を推進するために下記の要領に則り、行いますのでご協力お願いします。

1. 診断の方法

2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法＝日本建築防災協会発行 に沿い一般診断法で耐震診断を行います。一般診断法による耐震診断プログラム Wee2012 を使用し、必ず、ver. 1.2.0 にバージョンアップして作業してください。

<新WEE テキスト、プログラム入手方法について>

テキストは下記の2冊の内どちらかを入手してください。

- ・「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」 日本建築防災協会発行 7,000円

下記のアドレスから [図書案内] に入り購入ください (送料別)

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/> (建防協)

- ・「耐震診断ができる、わかる。耐震補強マニュアル」

アムハード小西株式会社×木構造建築研究所 田原 2,835円

アムハード小西のHPで確認し、アマゾンでご購入ください。 (送料別)

<http://www.amhard.co.jp/> (アムハード小西)

- 「一般診断法による耐震診断プログラム Wee2012 Ver. 1.1.0」 9,000円 (送料別)

必ず、ご購入ください。

下記のアドレスから [図書案内] に入り購入ください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/> (建防協)

バージョンアップの方法

上記のアドレスから建防協のホームページに入ってください、

耐震診断・改修 > 戸建て住宅の耐震診断・改修 を選び

左のメニューから木造住宅(専門家) のページを出すとバージョンアップ案内があります。

シリアルナンバー、ディスクキーはお手持ちの診断プログラム テキストの終わりのページにあります。

バージョンアップは、インストールされているソフトを上書きすることは無く、全く別のソフトとして解凍されます。どこに解凍したかわからなくなると使えませので、予め、専用のフォルダーを作成して解凍することをおすすめします。また、ショートカットを作成し

てデスクトップに貼るなど、工夫してお使いください。
また、当初のCDをドライブに入れておかないと立ち上がりません。

2. 耐震診断業務について

<業務の流れ>

- ① 委員会から診断員に電話等で確認(確認をしないことがあります)
- ② 委員会から業務を診断員にFAXで業務依頼書送付
事情で業務ができない場合は、早急に委員会へ連絡してください。
- ③ 診断員は自治体に出向き、申込書のコピー等受け取る
- ④ " 申込者と連絡を取り現地診断の日程を調整する
- ⑤ " 現地診断を行う
- ⑥ " 報告書を作成し、委員会のチェックを受ける
- ⑦ 委員会は報告書をチェックし診断員にFAXで結果を連絡する
- ⑧ 診断員はチェック合格後、提出用の報告書を作成し、委員会に提出する
- ⑨ 委員会は報告書を確認し、自治体に届ける
- ⑩ 診断員は自治体に出向き、決済の下りた報告書を受け取る
- ⑪ " 申込者に結果報告に行く
- ⑫ " 完了報告書をまとめ、委員会に報告する
- ⑬ 委員会は診断員から提出された完了報告を台帳に転記し、建築士会経由で自治体に報告する
- ⑭ 自治体は完了報告を受け取り、契約に従い報酬を建築士会に支払う
- ⑮ 建築士会は各診断員に報酬を振り込む
報酬の振り込みは事務手続の都合で、時間が掛かります。予めご了承ください。

<調査の際の注意点>

- ・ 申込者に理解と協力を求めること
図面の提供などを無理強いしない。
床下・小屋裏などは出来る範囲で調査し、出来ない場合はその旨を報告書に記入する。
申込者の理解を得られない場合、調査を中止してその旨を委員会に報告。
- ・ 一部の壁に筋違を確認した場合で図面に記載のない場合、常識の範囲内で筋違を考慮して診断して良い(県の講習会)。但し、その際は図面にその旨書き込むこと。
- ・ 長屋建ての建物は、部分での診断はできないので、全体を一つの建物として診断する。所有者が異なる場合はその協力を得て行う。
- ・ 対象外の構造だった場合は、その旨を申込者に伝え、調査を中止し、委員会に連絡すること。
例) ツーバイフォー、木造以外、混構造(鉄骨ラーメンなど木造以外で水平力を負担する構造のもの)

<チェックについて>

- ・チェックは委員会にて行います。前日までに提出してください。
開催日はHPで確認してください。
- ・下記の方法で提出ください。
 - 一部作成し持参していただくか郵送する（最も推奨）
 - メールで送る（報告書の様式(xls)、一般診断法データ(w12)、図面データ）
図面をデータで送る場合は、
jww、jwc、dx f、j p g、g i f、p d f形式でお願いします。
チェックには写真は必要ありません。

※ 図面には壁仕様を記入してください。また、申込者名を記入してください。

<報告書の提出について>

下記の2点提出をお願いします。

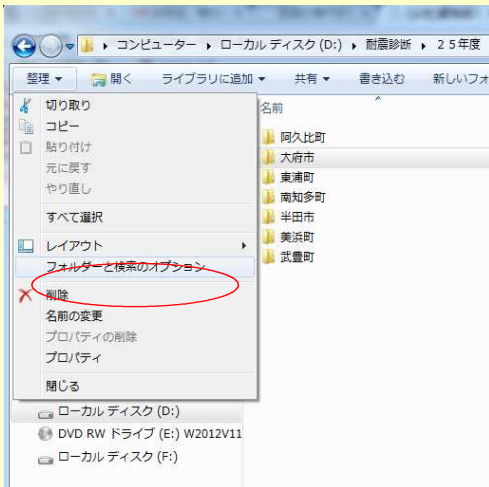
- ① **報告書2部**（自治体用、申込者用）
- ② 下記のデータを入れたCD、DVD等（メール可）
 - 1) 報告書の様式(xls)
一般診断法データ(w12)
 - 2) 図面データ(jww、jwc、dx f、j p g、g i f、p d f形式)
壁仕様などを別ファイルにしないで図面の中に記入してください。また1、2階を別のファイルにせず、ひとつのファイルに集約してください。
手描きの図面は、スキャンするか写真に撮って指定ファイル名でデータ提出してください。
 - 3) 写真データ(委員会指定の写真帳「ワード形式」を使ってください)
写真帳は一つのファイルになるよう、ページを増やして保存してください。

<データのメール送信について>

データを添付ファイルで送っていただく際、特にWEEデータにエラーが出ることがあります。WEEデータはテキストファイルで、ノイズ等が入りやすいものと思われませんが、原因は不明です。エラーが出て、開けなかったり、計算の際にエラーが出たりします。その際はその旨、連絡いたしますので、エラーの出にくいファイル転送サービスなどを利用して再送いただくようお願いします。

ファイル形式について

ファイル形式は、ファイル名の後に付いている3～4文字の拡張子によって判断しています。最近のパソコンでは新規に立ち上げると、拡張子が表示されないようになっています。これを解除して、ファイル形式を確認する方法は、下記の手順で行ってください。



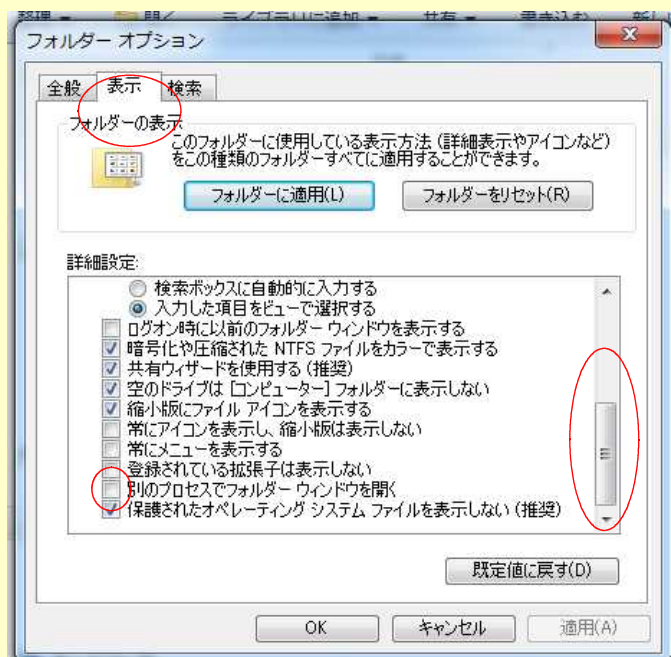
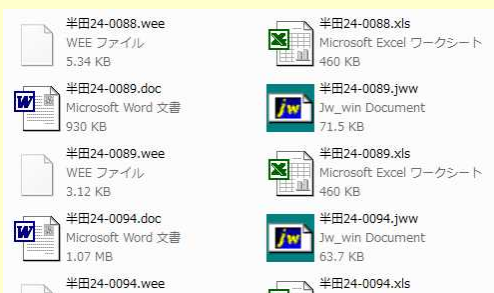
エクスプローラーをたちあげ、

【整理】→【フォルダーと検索のオプション】

下記のボックスが表示されます。真ん中の【表示】を選び、右のスライダーを下げて、したから3行目の【登録されている拡張子は表示しない】のチェックを外します。

これで、拡張子が表示されるようになります。(下図)

ファイル管理を正しく行ってください。



<ファイル名の統一について>

〇〇29-0000. xxx

拡張子 (w12, xls, jww, jwc, dxf, jpg, gif, pdf)

年度-申込受付番号 (半角4桁)

7桁すべて半角にすること

自治体名

大府、東浦、阿久比、半田、武豊、美浜、南知多

上記形式ですべてのファイル名を統一します。

例	報告書データ	半田29-0000.xls
	W E E	半田29-0000.w12
	図面	半田29-0000.jww (jwc、dxf、gif、jpg、pdf)
	写真帳	半田29-0000.doc

よくある悪い例

半田29-0000.xls	数字が全角になっている
半田29-0000.xls	ハイフンが全角になっている
半田29-0000半田太郎邸.xls	申込者の名前がくっついている
半田H29-0000.xls	Hが入っている
半田太郎邸.xls	指定のファイル名になっていない
半田29-0000.xls.xls	拡張子の重複

提出ファイルはフォルダ無しか一つのフォルダーに入れてください。

また、C D、D V Dはなるべく1枚にしてご提出ください。

※エクセル、ワードデータで拡張子が xlsx docx で提出されるケースが目立ちます。必ず、指定のファイル形式でご提出ください。

<書式等の配布について>

当委員会のホームページに写真帳台紙、愛知県指定報告書および完了報告書等をアップしています。そこからダウンロードしてください。

愛知県指定報告書は ver. 3. 2 になります。旧基準のものは使えませんので間違いないようお願いいたします。また、委員会のホームページには修正したものがアップしてありますので、ご利用ください。

<完了報告書の作成について>

完了報告書は遅滞なくご提出ください。

アドバイスは簡潔に短くお書きください。自治体に提出する欄は非常に小さくなっています。文字が多すぎると小さくせざるを得ず、ほとんど読めません。20文字以内でお願いします。

例) X方向壁量不足、屋根の軽量化を推奨
基礎の亀裂補修、壁の大幅追加、補強必要
擁壁の亀裂、地盤沈下有り。 など

悪い例) 報告書の説明
悪徳業者に注意
補助金について説明
耐震診断結果についての説明

全てのアドバイスを同じ文章にする方がいます。

同じ話をしてもらうことは考えられません。診断結果に沿って簡潔に個性あるアドバイスをご記入ください。

完了報告書は正確に記入してください。事後訂正は時間が掛かる場合があります。

3. その他

<耐震改修設計・工事相談者名簿について>

愛知県の指導により、標記の名簿を耐震診断報告書に添付し、診断申込者にお届けしています。新基準移行に伴い再編集します。新基準に対応せず、診断に協力いただけない方は名簿から削除いたします。

内容の変更等は随時受付いたしますが、一定部数印刷していますので、変更事務はその印刷に合わせて行いますので、ご了承ください。

<振込口座の登録について>

新規に診断業務をする診断員は口座の登録をお願いします。診断員個人の収入になり、会社の売り上げにはなりません。

登録用紙は委員会ホームページにあります。ダウンロードしてください。

また、口座変更する場合も同様をお願いします。

<診断料の支払いについて>

耐震診断の診断員報酬は下記の手順により行われています。

- 1) 診断員から委員会へ完了報告を受ける。
- 2) 委員会は市町との契約に従い、台帳の整理、月ごとの報告書を作成し、愛知建築士会に報告。期末締め（年度末）を基本として、中間締めを各市町1回行う場合有り。
- 3) 愛知建築士会は支部委員会からの報告を受理し、書類を作成し市町に報告書を提出し、診断料を請求する。
- 4) 市町は提出書類を審査し、診断料を愛知建築士会に支払う。
- 5) 愛知建築士会は市町からの支払があった後、各診断員に報酬、支部委員会にチェック費を支払う。

報酬の支払いは概ね、支部委員会が報告後、2ヶ月ほどかかっています。年度末の場合、事務処理が集中し、5月下旬になることがあります。ご了解ください。

報酬の手取額は下記の計算となります。

33,750円×件数 - 源泉10.21% - 振込手数料

診断結果が1.5を上回った場合は1件当たり11,250円差し引かれます。

源泉の支払調書は確定申告前に愛知建築士会から送付されます。

尚、消費税は愛知建築士会が納めています。診断員は営業売り上げに入れず、個人の所得としてください。

<情報セキュリティについて>

診断員各位は、診断業務上知り得た情報は他に漏らさないように厳重に注意してください。知り合いの業者にデータを渡したり、申込者の氏名、住所等を第三者に教えたりしないでください。

診断したデータは診断員個人が管理し、従業員等に容易に閲覧できる環境におかないようにしてください。

また、個人情報等を記載した資料を、紛失したり、盗難に遭いやすい状況下に置かないよう注意してください。

診断を補助した仲間、従業員等にも徹底をお願いします。

建築士会は自治体とセキュリティに関する契約をしています。協力をお願いします。

<チェックおよび報告書提出先>

(公社) 愛知建築士会 半田支部 木造住宅耐震診断特別委員会
〒475-0925 半田市宮本町5-318-1 N A R U T A 建築事務所内
TEL 0569-23-4041 FAX 0569-23-4047 kanji@naruta.jp